



京極 高宣さん

国立社会保障・人口問題研究所長

42年生まれ。日本社会事業大学学長を経て05年から現職。01～06年に社会保障審議会障害者部会長を務める。

利用者負担の軽減措置も、1割でなく平均3%程度の負担に抑えられている。確かに導入当初は低所得者への配慮が足りなかった。サ

取するように。利用者負担の軽減措置も、1割でなく平均3%程度の負担に抑えられている。確かに導入当初は低所得者への配慮が足りなかった。サ

取するように。利用者負担の軽減措置も、1割でなく平均3%程度の負担に抑えられている。確かに導入当初は低所得者への配慮が足りなかった。サ

(聞き手・中村靖三郎)

障害者自立支援法は「応益負担だから仕方ない」という意見がある。しかし、その批判は必ずしもあたっていない。低所得者には負担の上限を低くする応益的な配慮がなされている。応益が応益かという空中戦ではなく、どんな負担なら国民も納得できるかを議論すべきだ。

「利用者が負担すること」にはいくつかの機能がある。を「利用者が負担すること」にはいくつかの機能がある。を「利用者が負担すること」にはいくつかの機能がある。

水効果。障害者も1割を負担しているというところで、国の支出に国民的合意が得やすくなった。実際にこの3年間で障害者福祉の予算が1400億円程度も増えた。これはどの伸びは今までのことだ。

利用者が負担の考え方は、私が部会長を務めた障害者部会で骨子を決め、導入された。負担せずサービスが少なくなるという、負担は若干増える方がいかに。選択肢はこの二つしかない。私は言うてきた。かなり抵抗はあったが、全体として後者で一致したと思っている。

利用者負担の軽減措置も、1割でなく平均3%程度の負担に抑えられている。確かに導入当初は低所得者への配慮が足りなかった。サ

(聞き手・中村靖三郎)

国民的理解に「負担」必要

障害者自立支援法の見直し (障害者部報告書の骨子)

■所得保障

障害基礎年金の水準引き上げは、年金のあり方など社会保障制度全般の見直しとの整合性を踏まえて検討

■障害者の範囲

発達障害と高次脳機能障害について、自立支援法上の障害者に含まれることを明確化

■障害程度区分

知的障害や精神障害など障害特性を反映したものに抜本的に見直す

■利用者負担

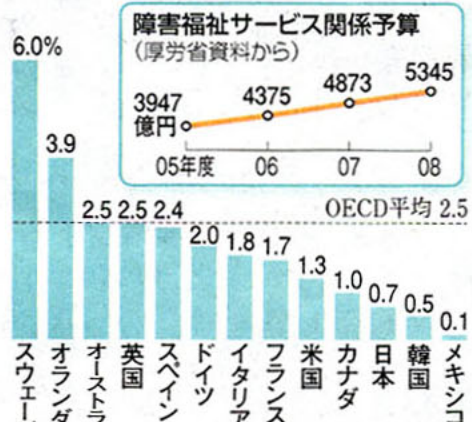
過度の負担になっていないか今後もさらに検討が必要。現行の負担軽減措置を来年4月以降も継続

■事業所への報酬

「日払い方式」の維持が考えられる。事業者が安定的に運営できるよう報酬改定で必要な措置を講ずる



▲障害者自立支援法見直しを訴えるデモ



経済協力開発機構(OECD)諸国の障害関連給付(03年、対国内総生産比、在宅・施設の福祉サービスや障害年金など現金・現物給付を含む)

障害者自立支援法 身体、知的、精神の3障害の支援サービスを一本化し、06年4月施行。施行3年後をめどに見直し規定がある。サービス料の原則1割を利用者が支払う応益負担を導入。それまでは所得に応じた応能負担で収入が低い大半の

障害者自立支援法が施行される前、自治体の勉強会に通いました。何がどう変わるのか、自治体の担当者も「始まってみたいと分らない」と言っていました。実施されると、重い障害のある人ほどホ

石井 めぐみさん

俳優



58年生まれ。「夜叉池」でデビュー。重度障害児親の会「てんしのわ」主宰。著書に「笑ってよ ゆっぴい」。

俳優

重度障害者の生活を見て

「ヘルプサービスなどが必要とするため、ぎりぎりの生活をしてい上に重い負担がのしかかっています。今、改めて思います。現場を知らないまま法律が決まる、と。全国には約5千カ所の小規模作業所や地域活動支援センターがあつて、約8万人の障害者が交流したり、働いたりしています。障害者にとって作業所に通って働くことは、本当に生きがいなのです。その生きがいをおきめざるを得なくなるような「自立支援」とは、いったい何のための法律でしょう。

私は、長男が重度の脳性まひで、養護学校に通う年になつたら「チューブで栄養をとる子は通えない」と言われ、驚きました。90年代のことですが、私の住む東京都では、チューブでの栄養注入やたんの吸引は「医療行為」で、医師や看護師しかできない、学校での「医療行為」はできない、という「不法な医療行為」をして子を育てていたことになるわけです。都や当時の文部省、厚生省にかけあいました。しかし、教育と医療がそれぞれ「管轄外」という縦割り行政の壁で、現場は置き去りにされる。結局、「医療行為」を「医療的日常生活」という言葉に置き換えて黙認されましたが、為政者は現場の

(聞き手・都丸修一)

障害者の自立 支援いかに

福島 智さん

東京大学教授



62年生まれ。専門はバリアフリー論。金沢大助教授などを経て08年10月から現職。全国盲ろう者協会理事。

厚生労働省の社会保障審議会障害者部会の委員として今年から障害者自立支援法の見直しを議論してきた。16日まとめた報告書で、多くの点で本質的な改革は打

本質的な見直しの検討は、部会では何もできなかった。利用者の負担のあり方や所得保障、作業所への報酬など多くの点で本質的な改革は打

ち出せなかった。私は新たな法律を作るべきだと思うが、個々の問題ごとに見直す路線が最初から敷かれていた。国内の障害者は推計724万人で、ざっと20人に1人。3年たった支援法で自立が進んだとは実感できない。自立とは、自分の財布と相談して今日の晩ご飯を何にするか自分で決め、恋がでること。つまり、人の手助けを得ながら自分の生活を自分で決めること、恋が実るかどうかは別としていろんな人と自由に出会える環境にすることだ。施

設よりも、やはり地域で暮らすことで可能性は広がる。だが、支援法では、重い障害のある人が地域で暮らすこととしても、事実上の上限があり、十分な支援が受けられない。障害者が通う作業所への報酬も「月払い」から不安定な「日払い」になった。支えるヘルパーへの報酬も低い。最大の問題はそれまで所得に応じて利用料を支払う「応能負担」だったのが、サービス料の原則1割を支払う「応益負担」になったことだ。負担することで消費者の権利が守

られるという主張はナンセンスだ。お金をかせない人は何も言えないのだろうか。本来、自立とはひとりの人間としての生存そのものだ。憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」は、国民として無条件に最低限の生存が保障されるということだ。例えば、食事やトイレ、入浴の介助、呼吸器のケアなど命に直結する支援は、障害者から利用料をとるべきではない。他者とのコミュニケーションや移動の自由、情報へのアクセスといった文化的な生活を送るためのニーズも、ある程度までは無料にすべきだ。私は3歳で右目、9歳で左目が見えなくなり、14歳で右耳、18歳で左耳が聞こえなくなり、盲ろう者となった。他者とのコミュニケーションが断絶された時、私の存在は消えた。孤独という言葉では表れない。絶対的孤立に陥った。母が考えた指文字による通訳が始まってようやく生きていると思えた。

人はコミュニケーションができないと死ぬ。生存にかかわる支援を否定されることが死刑執行とすれば、こちらは終身禁固刑のようなものだ。

障害者は、行動とコミュニケーションが制限されているという意味で、いわば「目に見えない透明な壁の刑務所」に収監されている存在だ。それは生まれながらの運命だったり、不慮の事故だったり、個人の責任を超えた事情によるところが大きい。たとえ1割でも本人に利用料を求めるのは、無実の罪で閉じ込められた刑務所から出るために保釈金を払えということだ。生きるために不可欠な支援を「個人の利益」とする「応益負担」は、障害を本人の責任とする考え方に結びつく。

(聞き手・森本美紀)

「本人責任」で解決できぬ

実態を知らないのです。

障害児の活動にかかわって全国各地で講演したり、作業所や地域活動支援センターを回ったりして、障害者や母親たちの話を聞き取ります。作業所では時給1000円、150円でクッキーを作ったり、わずかな工賃で、寝たきりのままチューブで栄養をとるながら和紙をちぎって絵がきを作ったりしています。働くことが生きがいなのに、障害者へのサービス料が原則1割負担。軽減措置はあっても、光熱費ばかりか部屋の電気を利用しなくても有料サービスを利用しなければならぬといった事態が相次いでいます。地域差もあって、財政難の市町村では補助金も十分出せず、親の負担が増えたり、閉所する作業所も出たりしています。国が各都道府県に求めた「工賃増進計画」で給料が少し上がった人たちがいます。が、障害が重く作業がしにくい人は最低限の生活もできない。支援法で、障害者の格差も広がっている。

私はサービス料をゼロにしろとは言いません。しかし、軽減措置などでごまかす「応益負担」の見直しに踏み込むべきです。

私の長男は8歳で亡くなりましたが、障害をもって生きるといことは、並はずれた魂の強さをもつということなんです。毎日、生活上の不便さと障害を乗り越えて生きてゆく。その力に私たちも大きなパワーをもらっているんです。そうした障害者の「自立」とは何でしょう。

それは、本人が誇りをもって堂々と生きていけると感じられること、だと思います。そのための最低限の生活は保障されるべきです。

(聞き手・都丸修一)